北海道文教大学及び北海道文教大学大学院外部評価委員会規程

（平成 29 年 11 月 15 日程第 3 号）

(設置)

第１条　北海道文教大学及び北海道文教大学大学院大学評価委員会規程（以下「評価委員会規程」という。）第２条第２項に基づき、北海道文教大学及び北海道文教大学大学院(以下「本学」という。)に、外部評価を実施する機関として、北海道文教大学及び北海道文教大学大学院外部評価委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(目的)

第２条　本委員会は、本学が作成した点検・評価報告書に基づいて第三者の立場から評価し、本学の教育・研究水準の向上および組織の活性化に資する提言を行う。

(評価項目)

第３条　評価項目については、評価委員会規程第１１条第１項に定める項目に準じて、北海道文教大学及び北海道文教大学大学院大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が学長に提案する。

２　前項の規定にかかわらず、評価委員会の提案により、前項に定める項目の趣旨を損わない限りにおいて、評価項目を簡略化することができる。

(評価の時期)

第４条　本委員会による評価は、毎年度実施するものとする。

(組織の構成)

第５条　本委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、大学の運営に関して広くかつ高い見識を持つと思われる者を学長が選考し、委嘱する。

(1) 本学を卒業、または修了した者
(2) 地域経済界の関係者
(3) 地域の高等学校関係者
(4) 地域の教育委員会関係者
(5) その他大学に関し広くかつ高い見識を有する者

２　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。

３　学長は、委員を委嘱した場合、委員の氏名・所属等を、速やかに評価委員会に通知するとともに、公表する。

４　本委員会には、評価委員会委員長のほか、本学の点検・評価に責任を持つ専任教職員が、必要に応じて出席する。

（委員長および副委員長）
第６条　本委員会に委員長及び副委員長を１人を置き、委員の互選で定める。
２　委員長は、本委員会の業務を統括する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（本委員会の運営）
第７条　本委員会は、学長の要請に応じて委員長が招集し議長となる。
２　本委員会において検討されるべき事項については、評価委員会の提案をふまえて、学長が本委員会に提示するものとする。
３　本委員会は、第３条に基づいて行われた評価の結果および改善を求める提言事項を外部評価報告書にまとめ、学長に提出する。
４　学長は、前項に定める外部評価報告書を、評価委員会に報告する。

（守秘義務）
第８条　本委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

（事務）
第９条　本委員会の事務は、大学評価・IR 推進部大学評価・IR 推進課が行う。

（改廃）
第 10 条　この規程の改廃は、評価委員会の議を経て学長が行うものとする。

附 則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 8 年 8 月 19 日から施行する。